

予防接種法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定めるA類疾病）</p> <p>第一条 予防接種法（以下「法」という。）第二条第二項第十二号の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。</p> <p>一 痘そう</p> <p>二 水痘</p> <p>（政令で定めるB類疾病）</p> <p>第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）とする。</p> <p>（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）</p> <p>第一条の三 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ご</p>	<p>（政令で定めるA類疾病）</p> <p>第一条 予防接種法（以下「法」という。）第二条第二項第十二号の政令で定める疾病は、痘そうとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）</p> <p>第一条の二 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ご</p>

とにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予 防 接 種 の 対 象 者
(略)	(略)
ヒトパピローマウイルス感染症	(略)
水痘	生後十二月から生後三十六月に至るまでの間に ある者
インフルエンザ	一 (略) 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又は ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 の障害を有するものとして厚生労働省令で 定めるもの
肺炎球菌感染症	一 六十五歳の者 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又 はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 の障害を有するものとして厚生労働省令で 定めるもの
(高齢者がかかるものに限る。)	

とにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予 防 接 種 の 対 象 者
(略)	(略)
ヒトパピローマウイルス感染症	(略)
(新設)	(新設)
インフルエンザ	一 (略) 二 六十歳以上六十五歳未満の者であつて、 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト 免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害 を有するものとして厚生労働省令で定める もの
(新設)	(新設)

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る同項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して一年）を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

2 前項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該掲げる者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。